

金森氏雜考

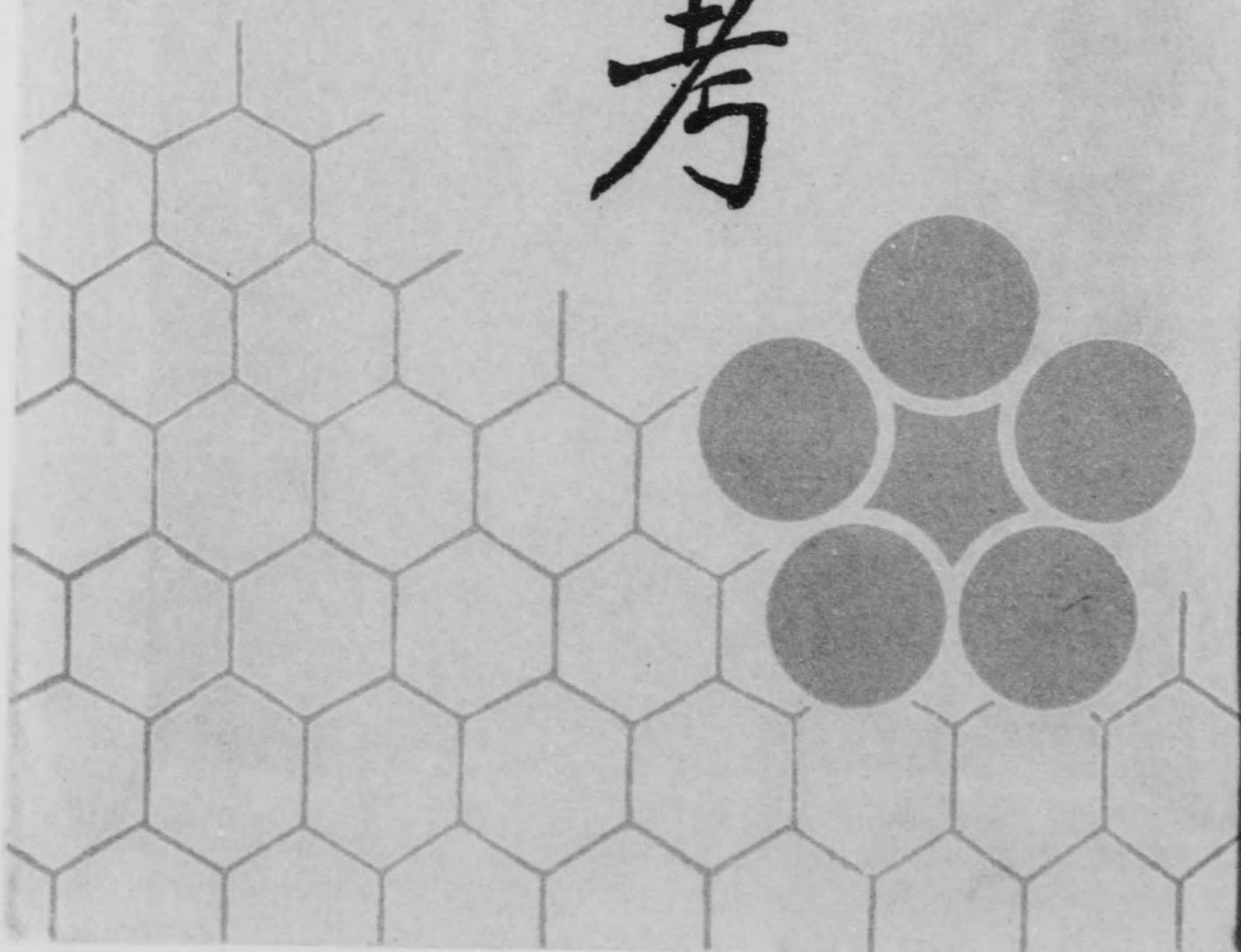
11
531

0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 3 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
6m

始



金森氏雜考





11-53/

金森氏雜考

編者寄贈本



金森氏雜考目次

- 一 金森氏出自と苗字の地
- 二 金森氏諸肖像と墳墓
- 三 肖像及墓の一覽表と家紋
- 四 金森本分家
- 五 金森氏の邸館
- 六 雜

肖像

- 金森長近像 三種
同夫人久昌院像
金森可重像 二種

○
金森長則墳墓標識

以上

金森重・賴像

金森賴直像

金森賴業像

金森賴昌像

金森宗和像

金森氏雜考

押上森藏著

予大正四年來、金森氏諸肖像と墳墓とを研究せしが、夫れに關聯する諸事をも加へて此一小冊子を成せり。

金森氏の出自と苗字の地

土岐源氏と稱す、美濃國土岐郡多治見郷大畠村に居り、大畠氏と稱す、同國山縣郡大桑村に居りし時、大桑氏と稱す。

大畠七右衛門定近、祖先に大畠兵部少輔定頼ありと、定近近江國野洲郡金ヶ森村に移り、金森采女と稱す、定近三男一女あり、長男七右衛門政近次男五郎八長近三男彌右衛門政秀とす。

政近は、美濃国安八郡南波村(大垣の南一里餘)に歸住し、金森掃部頭と稱す、其長男市兵衛介重、次男掃部亮可憲、両人大阪陣に戦死すと云ふ、可憲の長男平左衛門、關原役に東軍に屬し負傷して後ち仕へす、其子四人島原役に從軍し、後ち大垣戸田家に仕へたる者あり、明治維新に至ると。

大垣金森氏にては、政近の三男を長近と稱し、五郎八出雲守なりと傳ふるも、錯誤なるや明なり。

又此系より出たるか、金森一繁、金森市之進あるは、後文述るが如し。
或書に曰く、長近弟掃部助可憲或は賴憲、石田方大阪方なりしが、後ち尾張徳川家に仕へ、其後裔金森一之進なりと。
長近は、織田豊臣徳川に歴仕す。本考専ら此系に就て述ぶ。

政秀の事蹟詳ならず。

金森氏の系譜は諸書に載す、多少一致を缺くも、大體に於て、明瞭なるを以て本考には關係あるもののみを下に表し他は略せり。

金ケ森、今は野洲郡小津村に屬す、予大正十年六月十二日、此地を實視す。東海道鐵道線守山驛より西約二十丁、戸數四五十戸の小部落なり、土地平坦にして、山なく川なし、田圃と之を灌漑する溝渠あるのみ。寺あり真宗東派にして、道西坊善立寺と稱す。長祿寛正頃の開基にて、蓮如上人緣故の寺と云ふ。神社は部落より、稍東に離れて在り、樹林も茂りて莊嚴なり。金神社と云ふ。地名と關係あるものの如し、此地金森氏苗字の地なれども遺跡なし、蓋し同氏此地に居ること、久しからざるに由るか。

一一 金森氏諸肖像と墳墓

大正五年八月金森初代長近の肖像を、飛驒國高山町素玄寺藏幅より縮摸して公表し、大正九年八月三代重頼四代頼直の像を、京都紫野大德寺塔頭金龍院藏幅より縮寫して公にし、大正九年十月二代可重の像を、飛驒國古川町林昌寺藏幅より縮寫發表せしは既に世に知られし事なり、大正九年秋文學士花見朔巳君の話に美濃國上有知(今美濃町)清泰寺に金森長近の肖像あり、其畫讚に江戸濱谷祥雲寺所藏のものより寫すと記すと聞き、大正九年十月廿五日府下濱谷町廣尾の祥雲寺を訪ひ、肖像の事を尋ねしに住職の答へに、當寺は文久年間火災に罹りしを以て其時亡びしが今は無しと、依て位牌や過去帳を調べ、尚墓地に案内せられて、江戸に於ける金森氏の墓を拜したり、此時見たる所と後に某氏を煩して精査したる所に依れば、此寺には本家及び分家の墓あり、本家の分は棹石表面に「源姓土岐金森累世父母靈」、裏面に「延享二乙丑年八月十二日兵部侍郎源賴錦建」と鐫る。此時整理合葬建立したるものが、尤も金森歴代の墓は、京都紫野金龍院に在り故に江戸のものは影塔なるべきか、賴錦後ち十四年、寶曆八年十二月廿五日罪を得て封を褫はれ南部家に銅せられ、五年の後陸奥國南部に卒去す、此墓臺石二重、下段には家紋梅鉢を刻し上段石には

表面上に「樹覺院殿兵部侍郎茅山清藍大居士寶曆十三年六月六日」と彫し裏面に「維時寛政元己酉年秋八月源賴興建」と刻す此法號と月日は賴錦のものなり、賴錦の諸子は父の罪に坐し、諸家へ預け中なりしが、長子出雲守賴門は安永九年正月四日死し、其他の諸子は明和三年赦さる。賴門の弟本家相續者賴興は此家斷絶後三十年、天明八年七月八日舊家なるを思召され、寄合に列し千五百俵を賜る、蓋し公葬し得る時節到來と、新起の恩命に接したる翌寛政元年は、恰も賴錦二十七回忌なるを以て此機會に改葬又は其形式を以て、賴錦の子金森勲負賴興が新たに臺石一重を加へたるなるべし。

賴錦賴門の墓も京都紫野金龍院にあり、是又影塔か尙後文述ぶべし。

祥雲寺には本家の過去帳なし、本家の墓は殆んど無縁なるが如し、此家の後裔は今何れに在るや知れずといふ。

金森分家左京家の墓は三重臺石のもの二基あり、棹石表面一は「源姓金森累世之塔」、一は「源姓金森諸靈之塔」と彫り、裏面は共に「安政三丙辰年十月造立」と刻す。此時整理合葬せしものなるべし、現今頗る荒廢しあり、此家は舊封地越前國南條郡白崎に現存するも、維新の大變に遭ひ、越前に土着し、交代寄合たる江戸邸の滅亡後、全く東京

との縁を失ひ、爲めに無縁の形と成れり。

此家過去帳は、分祖左京重勝慶安二年死より起り、概ね代々記して安政元年に至る、又重勝の上に右近重利(或は重則)あり、此人金森三代重頼の九男にして重勝の甥なり、幕府に召出され本家の知行内より三千石を領したれども、正保四年十九歳にて、叔父重勝に先して死し家絶へたり、惟ふに左京家三千石は、此遺跡を繼ぎたる形と成りしならん、故に分祖の上に記したるか、此過去帳に明治年代の四靈を書加へあるも、是は本家の株を買ひ金森を稱したる家のものにして、祥雲寺に本家過去帳なき爲め、左京家の過去帳に記入せしなりと、尙金森の墓一所附近にあるも系属を知らす。

同寺塔頭東行院に、金森と稱する墓三軒分あるも、右本分家に關係あるや否や明かならず、墓も貧弱のものなり。

同寺塔頭香林院は、諸家の墓の事を詳知す、予を導きたるも同院主なりし、院主曰く下谷廣徳寺にも金森氏の墓ありと、大正九年十一月二日予下谷廣徳寺に至り、過去帳を見又た墓を拜す、後ち某氏を煩して精査せし結果次の如し。

廣徳寺にあるは金森左兵衛の家と金森六左衛門の家のものなり、分祖左兵衛重義

は、可重の子左京重勝の弟にて、幕臣となる又六左衛門重郷は、重義の二男にて左兵衛家より分出甲府の臣、後ち幕臣となる。此左兵衛家よりは、左京家及び本家へ養子として出たるものあり、重義の墓を始とし、合同の墓と共に四基存在するも、今無縁となり、六左衛門家の墓は、二基あるも新しきものと新しく合同したるものなり、此家には疎縁のものあるが如し。

過去帳は、左兵衛家は重義以下記して、明治初年の靈に至る、六左衛門家は明治十七年の靈まであり、旗本の墓として相當程度のものなり。

寛政重修諸家譜に依れば、右の左兵衛重義四男八左衛門可邑、兄六左衛門重郷の知行を分ち一家を立て寛政の頃には存在せしも、此家の菩提寺下谷清水寺(今淺草區に屬し下谷區の接境にあり)過去帳には慶應までの諸靈あるも墓はなし、蓋し寺にて諸無縁を合葬したるものなるべし。

大正九年十一月十四日京都紫野大徳寺塔頭龍源院を訪ふ、此寺は金龍院廢寺後其諸事を管理す、隣寺黃梅院主金陵好清師は、龍源院を兼ね、依て同師に就き調査す。因に予大正四年御大禮に参列の榮を得て、京都滯在中閑ある毎に、諸御陵や神社佛閣を參拜せしが途次大徳寺に到り、諸寶物展列中に、金森重頼同頼直の肖像を

見、同時に廢金龍院域内の金森氏歴代の墓を拜す、昨大正九年東京帝國大學史料編纂掛に、右肖像を借覽影寫せらるるに際し予は副本を作れり後ち之を寫真印刷して世に公にす、此影寫の副本は、同年八月飛驒國高山に、金森時代史料展覽會に陳列し、同家五代以下の肖像はなかるべしと記せしに同國大野郡史編纂員眞木半一郎君曰く、田中大秀先生著紫野日記に、尙多くの肖像を見たることを記せりと、依て此日記の寫を借覽し見るに、長近夫妻を始とし、第六代までの肖像を見たることや、其他種々の記事あり、同先生の此行は、文政十三(天保元)年四月にて夫より九十年後なると、其間明治初年金龍院の廢せられたる大事件あり、是等諸像の存在も疑はれたり。

金陵師は予の來意を諒し、金森氏關係の諸品を快く觀覽せしめらる、紫野日記に記したるもの皆あり即ち金森長近同夫人久昌院同可重同重頼同頼直同頼業同頼貲の七幅なり、其内久昌院と可重の二像は改裝の爲め裝潢師に托しありとて見るを得ざりし。

大正十年二月十日右二像を見たしと、豫め約して黃梅院を訪ひ、昨年見ざりし久昌院と可重との像を見るを得たり。

今紫野日記肖像の記事を左に録し、其の足らざるを補足せん、文中一字低下せるは原文なり。

金龍院法印は法體の御像なり

とのみあり、長近像なり内衣は黒き拾徳様のもの、小刀を佩び、中啓の扇を右手に持ち、高麗縁の臺上にあり、絹本にして衰損す、此像素立寺に在るものと異れり、想ふに晚年の姿ならん。

久昌院尼公こそ法印の北方におはしますとぞ

白き小袖に黒の薄衣にて高麗縁の疊にます

上衣は黒き綾モツにて作り、藍色の覆輪せる直綾ジキトツなり、頭には白き帽子モウヅを冠り、垂れて肩に至る、左の手首に、水晶の念珠を懸け、合掌せらる、絹本にして良き出来なり。

徳應院可重君

あけの束帶にて高麗はしの疊にいます

右御像四賛の辭なし畫工もじれずとぞ

笏を手にし、太刀を佩かる、絹本にして衰損多し御像四とは金森長近の寄付せる信長公の像を加へてなり

眞龍院重頼君

甲冑騎馬の御容儀勢ひ猛なる御粧にて黒絲をどしのよろひ黒毛の御馬豹皮のあふり紅の厚總かけたり畫工はしらねどいとうるはしうかきたり賛辭あり此像筆者落款なけれど、寺に存する寄附帳に海北友雪筆とありさもあらん、此人有名なる海北友松の子なり。

大龍院立軒居士頼直君

衝立のさうしの下の前に下には白小袖に御袴奉り墨の御衣縁の上に袈裟かけ給へり左の膝を立て上に手を置給ひ右の膝上に中啓扇持たまひ短刀さし給へり、後に朱塗縁の衝立の右の縁に御太刀をよせたてたり其畫は墨にてあららしく山峠に瀧落し前方に木立繁たる中に小家ともかきたる甚面白し法眼永真のかけるなり

此像法體にして讚辭あり。

照見院頼業君

束帶なり淺紫の袍輪元太刀はきて笏もち給へり

此像を紫袍と見られしは誤れり、顔料變色し稍紫を帶びたれど赤色なり、紫は極位

の色にして賴業從五位下、赤袍を相當とす、此像妙一禪師の畫讚あり、禪師金龍院にも大隆寺にも止住し、大德寺第二百四十八世なり、乾舟と號す。

僊龍院

あけのそくたいなり甫信畫

賴峴像なり、太刀を佩き笏を手にす、狩野甫信は松本隨川とも稱し常信三男なり、寄附帳には松本隨川筆とあり。

以上は歴代畫像の記事なり、其他紫野日記にあるものなきものにて、金森氏緣故の品々を左に。

紫野日記にあるもの

金龍院の額 朝鮮の黃龜といふ人の手なりとそ

此額今龍源院南面西端の楣間に掲く、落款に「爲日本洛陽龍寶山松嶽和尚 明正使

黃龜書」とあれとも朝鮮人黃允吉ならんか。

總見院右大臣の御像

束帶にて御劍佩給ひ御笏とり給ひて綾綢はしの疊にいませり 略此院の金龍院

は此おとどの御爲と法印の建給ひたるなれば昔は常に佛の傍に掛奉て香花

などまあらせけるなりとて煤ばみたり

此像黒袍にして剣なし、長谷川等白の筆なり。

法印陣羽織の御帳一張

唐錦を以て作れり。

鐵砲二挺

ひとつは筒に仙臺住藏田三十郎重吉(押)と彫つけ、だいにかんさんと彫たり、或家に拾得と云鐵砲ありて其と一對なりと云り。

今一は總長五尺二寸筒三尺六寸七分、臺に三の字を彫たり、何れも真鎧造なり是は金森家に傳はりたりけるを元祿五年出羽國に轉り給ふ時これらを此院に送り預け給へるなりとぞ

鐵砲は取立て言ふ程の物にあらず。

碁局碁子

こは豊臣太閤桃山の御殿におはしましける時かしこきや東照神命(康)をりをり物し給ひて打あひ給ひけるに本因坊に仰事ありて彼が好にて調して奉けらなりとぞ榧材にて傍四面は黒漆塗て一方木口に梅花一方脇に柳かきつばた

蝶一方木口に菊花一方脇に松竹水仙花雪の繪を金もて蒔たるなり碁子笥は唐桑の木地櫻^{モク}うるはしう磨なして桐の御紋葵の御紋を附たり是も鐵砲と同時に預けられたるなりとぞ

此碁器には奉書半切に認たる左の添書あり、大秀先生見られさりしか紫野日記には載せず。

四方蒔繪碁盤并碁笥壹雙 蒔繪葵丸桐

慶長七壬寅年東照宮渡御于法印城州伏見宅之時當時本因坊所進也形品無雙之物也

元祿九年六月廿七日認

此添書にある慶長七年は如何にや、桐紋を此際付すべくと思はれず、豊公在世の時とするを可なりとせん、碁盤の蒔繪に水仙雪の文様はなかりし、最近汎日本協會にて、出版せし珍奇集に、此碁盤の寫眞を載せ、説明して秀吉家康和睦し、家康京に入り(天正十四年十一月滞京僅かに五日)し時に、對局せしものと言ふも疑はし。

紫野日記には其他過去帳の記事あるも略す。

紫野日記に記しあらざるもの。

兜の飾

重賴武裝騎馬肖像の兜にある放線状の飾と同じ、竹製黒漆塗なり、尖端は柳葉状なるも、肖像の如き白毛なく、亦其痕跡もなし、數は十數個あるも全具にあらず。

馬標の附屬品らしき物

網代組み圓板に、表裏とも金箔を押し紫染革にて覆輪取り、紐も紫染革の丸縫なり、中徑二尺餘用途明ならず。

久昌院筆 法華經八卷

金森頼錦筆 出山釋迦像一幅

絹本なり、落款には臺近(前名)とあり、相當の出來なり。

其他に多少の文書あれども略す。

金森氏歴代の塁城は大徳寺の西約一丁廢、金龍院域内、西部にして地形の隆起せる

阜上に在り。

此金龍院は織田信長公冥福を祈る爲め、金森長近の建立する處なりと、明治の初年廢せられて、廣き境内も今は桑圃と成り果て足の踏むべき處もなく、僅に表通りの土塀が頽廢しつつ遺れるも哀れなり。

丘阜上の北部(略圖)に、二た側に相對して、石垣の土壇あり、西側北方の壇には、五輪の墓五基、中央は長近金龍院殿、其右に接して同大なるは長近夫人久昌院殿なり、尙右なる小五輪は長近末子長光繡雲院殿なり、長近左に小五輪あり、長近姉佐藤秀方夫人鐵源理本にして、更に左方小五輪は久昌院姪畠山左近夫人常春院殿なり。

此壇に對する東側に同じく石垣の長き一壇あり、其北區は中央に五輪墓一基第二代可重徳應院殿にして、其地輪即ち最下段石に、閑公の字を僅に読み得るも、他は苔に蔽れて讀む能はず、左右の小五輪は殉死森右衛九郎政吉と、山藏縫殿助宗次の墓にして、主君を護る、此壇の南區は棹石墓にして、中央に、第三代重賴真龍院殿あり、左右各二基の小墓は殉死遠藤右京賴忠、西脇三郎左衛門忠明、大野瀬兵衛長矩、平岡三郎兵衛忠勝、主公の靈を衛る。(以上殉死六人の墳、飛驒國素玄寺に在りと、飛驒遺乗合府地誌飛州志拾遺古墳部に載す、同寺過去帳には、重賴に殉せる四人のみを記し、且つ其墓は平岡遠藤のみ明なるも、大野西脇のもの明ならず)

此壇外南方に、婦人方の墓一區あり、可重賴直夫人も此内に在り。

轉じて西側南方、同じく石垣の一壇は、皆な棹石墓にして、北より順次に第四代賴直大隆院殿、次に祭祀碑、次に第五代賴業照見院殿次に第九代賴興瑞禎院殿次に第十代可憲泰嶺院殿、次に第六代賴昌僊龍院殿、次に第七代賴錦覺樹院殿、次に第八代賴門弘寛院殿、次に賴業夫人久成院殿の墓あり、此内賴直、賴業、賴昌及賴業夫人的墓、莊大にして他は劣れり。

寛政重修諸家譜には、重賴は飛驒國素玄寺に、賴直は同國大隆寺に葬しも、後ち金龍院に改葬すとあり(賴昌轉封後に行ふ)今素玄寺に墓跡と松樹あり、大隆寺に五輪塔あり、又賴錦は預け中、盛岡に死し葬地を記せざるも、既に述し如く濫谷祥雲寺に合葬せし如きも、茲に歷代と共に在るは、何れか影塔ならん、或は火化して分骨せしものか、寛政重修諸家譜には、賴門以下祥雲寺を葬地とすと明記す、是又同疑を保つ。祭祀碑に左の文を刻す。

金森累世將校及敵軍枉靈祭祀碑

絶待英靈後、天地而不凋、剝那三際、萬劫且暮、繩繩今不可名、蓋存樹風猷、沒著微烈、古之道歟、百骸潰散之人、真性尚存、君臣義如之何、其廢之、金森出雲源賴門知其然也、乃寄銀百両、以給祭祀、庶幾感靈慰神、而不辱忠臣義子之分乎、臣無一心天之制也、秉國之均、四方維斷、無他技、蹇蹇匪躬之故、拔奇夷難舉、賢援能不以私汚義、不以利傷行、絕耳分少、惟和惟一、至於白虹貫日、大白昂、其不可測之最也、失性心失真、認物爲己、

輪廻是中、自取流轉、是以誑誘移俗、姦詭若風、重諾千金、銜感一劍、割慈忍愛、離邦去家、偶決兵機、骨肉棄於塵埃之域、落奸計、身首散於刀斧之前、不憑棺、葬不送、野、滯魂難解、幽魄何依、非佛如來不足以度之、譬如大雲以一味雨潤於人華、各得成實、茲勤堅珉、有辭於永世、窮澤再流、賴木重榮、可坐而致、是源賴門之志也、自大永至寶曆凡二百四十、年功勳其家者奮死其義者、敵國之士授首其手者、及郡國戰跡三十六所、名狀別具、

寶曆十一年秋九月 紫野金龍院第七世石峰宗柱記

我國武門の常として、敵に對して禮を缺ぐことなし、此碑文を見れば、其敵の亡靈をも、自家累世將校と同一に祭祀す、我國俗の精美を見るべし、此祭祀賴門父の罪に坐し、改易中の事に屬す、蓋し家運に感する處あつてせしならん。

金森忠次郎長則は、長近長子なり、天正十年二條城に織田信忠卿に殉す、此人の墓寛政重修諸家譜を始とし、一も記するものなし、法名も崇岑と松山貞寶の二つあり、予頗る遺憾として、諸先覺に質すも要領を得ず、渡邊世祐博士曰く、京都の大雲院は、信忠卿菩提の爲めに建立せしものにて、卿の院號なり、同院に問ひては如何と、依て同院に依頼せしに、過去帳に其名あるも墓は無し、今出川の阿彌陀寺に尋ねられたらば知れんかと回答あり、予公務の爲め大阪に至りし歸路、大正十年三月廿四日、京都

に下車し同寺を訪ふ、寺町今出川上ル四丁目阿彌陀前町、蓮臺山阿彌陀寺といふ、此寺天正十年頃は、洛北蓮臺野に在り、境域方八町の大地なりしと、寺傳に曰く、當時の住職清玉上人は傑僧なり、天文十一年八月十日、其母尾張鳴海の路上に、分娩せんとして困しむ、時に同地に陣する織田信秀の庶子信廣、之を憐み醫に命じ、服薬せしめたるも、効なく遂に死す、更に命じて胎兒を救はしむ、幸に全を得て之を鞠育せり、此兒六歳にして、初て此事を聞き悲痛し、母の冥福を祈る爲め、出家せんとす、信廣其志を憐み出家せしむ、初め建仁寺に入り、後ち阿彌陀寺の成覺上人に師事し、遂に同寺に住持たり、清玉上人皇室の式微を嘆き、縉紳に勧め立入宗繼を尾張に派し、織田信長を起したり、故に信長に寵遇せられ、其諸將と善かりし、本能寺の變ありし日、上人慨歎して、織田公父子及び忠死の遺體を、斂葬せんとするも、當時逆軍に近寄る手段なかりしが、ふと一策を案じ、焚出の握飯を、數輛の車に山積し、光秀とも面識の間柄を得ずとて、士卒に頗ち興へたり、清玉上人光秀に問て曰く、織田公以下の死屍は如何せらるゝやと、光秀曰く未だ其邊にまで考ふるの閑なしと、上人曰く出家の役目として、斂葬の事を行ひたしと、光秀大に喜び一に上人に委すとて公許せりと、茲に

上人の本願圖に當り、本能寺及二條城の遺體約二百を蓮臺野の寺域内に納め、公父子は素より、殉節忠死の諸士より、僕隸に至るまで各別に葬り、且つ法名を附す。

後ち秀吉公同寺を、寺町に移すに際し、賜ふ所方一町に過ぎず、故に移葬は公父子と、森蘭丸兄弟三人、猪子兵介其他二三のみは、各一基として其他は合葬せりと。

同寺第廿八世現住臺譽上人予を導きて右の諸墓を拜せしむ、本堂には公父子と秀吉公の木像あり、位牌は高サ四尺、幅八寸八分の材に、野線を劃し、公父子を始とし、約二百名の氏名と法號を刻す、其材は本能寺の椽板にして裏面に焼痕を遺すは、燒殘材たるを證す、位牌面中に明かに松山貞峰金森忠次郎長則と刻す、外に幼岳常勳金森義入あり、同寺及大雲院過去帳とも同様なり、此金森義入の系屬明ならず(飛驒遣乗合府金森大系圖)には、忠次郎義入齋とあり同一人か、十九歳の長則に、齋號も少し疑はし)真當時忽卒の際と、現場の事情を想へば、記録斂葬誤なしとも言ふ能はず、況んや世代隔絶記録殆んど無き今日、同人か別人か調査の道なきは遺憾なれども、唯だ一事長則の墓所の明瞭となれるは成功として擇ばし、金森氏に此人の記録缺乏せるは、二代以下血統變更に因るならんか、長則の肖像遺物一もあるなし。

大正九年十一月十六日、美濃國上有知清泰寺を訪ふ、此寺長近晩年移建する處にして、同寺にては長近を清泰寺殿と稱すと。

此寺域内本堂の左側に、長近の小祠宇あり、金森大權現と稱す、長近遺物を靈代とせしならんと、(飛驒國東照神社内に在るものと同じ位の大さなり)瑞垣を回らし神門を設けて之を莊嚴にす、寺に長近肖像二種あり、共に絹本にして一は飛驒國高山素玄寺藏幅と同一なり、書讚中可重曾て藏する所にして、濱谷祥雲寺のものを摸寫すとあり、則ち知る祥雲寺にて亡滅したるものは、素玄寺のものと同一なり、然れども素玄寺の物こそ、可重の藏したる原畫なるべし、蓋し素玄寺は長近卒去の翌年、慶長十四年長近の爲に、建立せし處なれば、可重の藏する長近肖像は、當然同寺に納めらるべきを以てなり、清泰寺藏幅の書讚次の如し。

維金森法印之肖像也、君姓源諱長近五郎八、父濃州土岐氏族采女定近也、初君從父在江州金森村因以氏焉、少仕織田信長公、天正三年三州長篠之役、公使君屬東照神祖之援師討甲州兵於鳶巣山、神祖深賞之、公亦賞賜佩刀、而封越前大野賜食邑十萬石、築城居焉、十年叙從四位下任兵部大輔、雍髮稱兵部卿法印一號素玄、織田公遇弑後、屬神祖之麾下、於是豐臣秀吉公除其食邑爲之姑寄身柴田勝家不得止而從豐臣公、十三年請討甲州餘黨於飛州、因以領之、十八年陪公相州小田原、文祿元年公征朝

鮮之時、陪肥前名古屋、後遂奉仕神祖、固其志也。慶長五年關原之役、與浮田石田等前鋒戰大有軍功、賞之加賜濃州上有知、關、河州金田食邑二萬三千石、是以讓飛州於義子可重、自築城於上有知小倉山、七年陪神祖在山城、寓居伏陽邸、神祖屢枉台駕遊宴竟日、賜棋局雲山茶壺金紋編篋、有特命許奕世備編篋、八年賜放鷹地於五畿内、恩遇之厚總如此矣。十三年八月十二日卒于伏陽邸、年八十四、蓋上有知清泰寺君草創也、因營墳於寺中、采女君有三男、長掃部頭政近次兵部卿法印季彌右衛門政秀也、金桂五爲政近七世孫、於法印乃同族之祖、今爲上有知縣令、其衙在城墟而君之舊封遺蹟歷然存、豈不感慨乎、桂五遂欲追二百年忌辰、需可重曾所藏武州澁谷祥雲禪寺之畫像、請岡田氏摸寫之、屬余志其事蹟、永藏諸清泰精舍、追遠固基也。

贊曰

偉哉偉哉斯金兵部 少屬英將老仕神祖
雖著三衣心不忘武 樹勳竭忠恩榮自普
揮扇橫刀成規執矩 八十陪從修身樂士
肖像若生容貌悽愴 謂小倉山嚴然慕古
冥福遠追同族重譜 精神入圖永歸梵宇

尾張 橋口好古謹識 □

文化二乙丑春寫爲

金森一繁長兄

岡田寶 □□

此畫讀に墳を清泰寺中に營みしとあり、又某書にも此事あるも、寺にてはなしと言ふ、蓋し祠宇のことならんか。

素玄寺の藏幅は予先年東京帝國大學史料編纂掛に勧めて影寫せられ、予も亦副本を有す、此像最も良好の出來なり。

他の一は頭に白き頭巾を冠り、小豆色櫻模様の衣を着し、白き袴を著け、黒色の薄き道服を着し、右手に中啓の扇を持ち、左手を膝にし、小刀を帶び、高麗縁の疊の上に在り、其容貌金龍院所藏のものに類す、蓋し晩年の姿なるべし、絹本にして保存良く畫も良き出來なり。

大正十年八月三十日飛驒國高山町照蓮寺を訪ぶ、此寺金森氏と縁故深き大寺なり、長近の肖像を藏す、文化年代前項の清泰寺藏幅第二の物を摸寫したるものなるも畫は拙なり、畫讀次の如し

手握虎節身被鐵甲百戰皆克壽過八十

國初良侯前代爪士屢侍閑燕談曾間事

壯破大敵素巾白袴其神如存

飛驒侯金森兵部卿法印真影

秦鼎拜讚□□

箱書次の如し

文化七年午七月三日

金森寶印肖像 飛驒國照蓮寺寄附

尾州旗本金森市之進

金森一繁と金森市之進とは同人なるかも知れぬ。

大正十年八月廿七日飛驒國大野郡史編纂掛にて金森宗和の像が同郡上枝村大豆
村氏にありと聞き九月廿一日借覽す、大德寺第百八十世禪海宗俊和尚明暦二年の
讀語あり即ち宗和死去の年なり、像は何歳の姿なるや明ならざるも想ふに晩年の
ものならん、書は安政三年飛驒高山の人桐山力所の寫す所なり原書の所在を知ら
ざるを遺憾とす、薙髪の像にて青色の衣に白き袴を着け黃色の道服を被る、尙此人

の像は茶道流派の家に傳はるものありと子爵石黒忠惠君より承る、又加賀藩の金
森氏より傳へし宗和流の宗匠金澤市安達氏にもありと、同地在住同郷人文學士上
原菊之助君より承る處なり。

三 肖像及び墓の一覽表と家紋

金森氏の肖像にして予の寡聞なるも次の如く存在するを知る、史料編纂掛は影寫
の爲め皆な借覽せらる、予も亦史料編纂掛影寫のものを更に再寫して所有す。

長近 飛驒國高山町素玄寺、美濃國美濃町清泰寺

同 美濃國美濃町清泰寺、飛驒國高山町照蓮寺

同 京都紫野大德寺塔頭金龍院合併龍源院

同夫人久昌院 同

可重 同

同 重頼 龍源院

賴直 同

賴業 同

賴昌

宗和

墓所は

飛驒國大野郡上枝村大豆村氏

金森本家歴代

京都紫野大德寺塔頭廢金龍院
東京澁谷祥雲寺

金森長則

京都寺町今出川上ル阿彌陀寺
同 寺町鞍馬口南天寧寺

同 宗和

同 重賴(址)

飛驒國高山町素玄寺
同 同 大隆寺

同 賴直

東京澁谷祥雲寺
同 同 大隆寺

同 左京家

下谷廣德寺

同 六左衛門家

同 浅草清水寺

同 八左衛門家

同 麻布天真寺と寛政重修諸家譜にあるも同寺になし

酒井金森氏

同 祥雲寺塔頭東行院

所屬未詳金森家

金森長近越前國大野に封せられし時は專福寺に緣故あり、同寺に金森氏の古文書も傳ふ、又た金森賴昌美濃國八幡に封せられし時は慈恩寺と緣故あり、共に墓地あるやも知れざるも調査せず。

祠宇

金龍神社 飛驒國大野郡大名田村東照神社内

金森大權現 美濃國美濃町清泰寺内

飛驒國の有志者金龍神社を高山城址に移さんとの議ありしと、誠に當然の事にて其企の遅きを遺憾とす、一日も速かに實現せんことを欲す。

家紋は

桔梗花、裏梅鉢、龜甲、五枚篠(可重まで表梅鉢)

本家

大膳家

左京家

左兵衛家

六左衛門家

八左衛門家

本家 桔梗花、裏梅鉢、龜甲、五枚篠
大膳家 龜甲、裏梅鉢、五枚篠
左京家 龜甲内裏梅鉢、丸ニ五枚篠
左兵衛家 桔梗花、裏梅鉢、五枚篠
六左衛門家 裏梅鉢、桔梗花、龜甲内花菱、五枚篠
八左衛門家 本家に同じ

酒井金森家 丸ニ劍鳩酸艸、裏梅鉢、二重龜甲内花菱

(二六)

桔梗や花菱は何故か多く用ひざりしものの如し。

酒井金森氏の劍鳩酸艸を用ゆるは酒井家を稱するを以てなり。

四 金森本分家

金森氏本家の外に左京家左兵衛家六左衛門家あること既に述べたり、同氏寛政重修諸家譜に依れば此頃まで尙重頼八男大膳の家旗本としてあり、菩提寺即ち葬地の記載なきを以て調査に由なし、尙左兵衛重義四男八左衛門可邑の家御家人にありし、次に可重七男重澄は徳川家光の小姓を勤め、後ち其命に依り酒井忠勝の家を冒し、一時下總國生實、二萬五千石を領したるが、罪あり其封を褫はれ其子重知本家重頼に預けられ飛驒國に蟄居金森を稱したるに、承應年間赦され二千俵を賜ひ寄合に列し酒井に復す、其養子の時代に二千石を領し爾來其家榮えたり、菩提寺は麻布天真寺とあり。

可重長男重近は故あり廢嫡せらる此人茶道に秀で宗和と號す、大正十年三月廿四日予其墓所京都鞍馬口南、寺町通天寧寺門前町天寧寺に參拜す、母君と同形の五輪墓を竝べ又位牌も一個に竝記す「甲堅院殿徳英宗和居士明暦二丙申年十二月十六

日」(母君略す)と、遺物は抹茶茶碗花入水指茶入茶杓ありしが茶入と茶杓は紛失す、水指は優品にして京都帝室博物館に寄託しあり、青磁浮牡丹模様徑九寸位高サ六寸位三個の低足附着し形ち香爐の如し黒塗蓋を添ゆ、紫野日記には其墓と位牌の事と後裔が加賀藩に有り金森量之助といひ文化年間分祖の百五十回忌を營み墓を再立せりと記せり此人重近より七代目なりしが是より家道も藝道も傾き明治の央遂ひに絶滅せりと。

前述美濃國清泰寺に長近の肖像を摸寫して納め且つ二百年忌を營みたる同族金森桂五一繁は上有知の地方吏たりし人なるが其裔今何れにあるにや。

五 金森氏の邸館

京都の金森長近邸は堀川頭にありて、淺野長政邸と相隣せしと、此兩邸慶長十八年瑞光院の寺域となり、今瑞光院町と唱へ同院現在す

大阪時代の金森邸は調査せしも知るを得ざりし。

伏見桃山時代の金森邸は、法印長近の爲めに伏見城大手筋北側に一所、今の御香宮の處に當る上屋敷なるべし、他の一は今野砲兵第廿一聯隊の地にして、京阪電鐵師團前停留場の西に當る。

(二七)

出雲守可重の爲めに堀内村に現に「金森出雲」と稱する地名あり、奈良鐵道伏見驛の正東約九百米突桓武帝陵の西北約五百米突、京阪電鐵墨染停留場の東南にあり、伏見城二の丸北壕外にて之に接す、今も此地に壕形の凹地を遺存す、此地は上屋敷なるべし、深草村にも同地名遺存すと聞く。

江戸時代寛永圖には、外櫻田裏霞ヶ關下に金森出雲と記したる一邸あり、此地今外務省の對面海軍大臣官邸と海軍省の一部に當る、即ち霞ヶ關一丁目なり、側方大路を隔てて、今の貴族院の處に金森出雲下やしきと記されたる一邸あり。

正保圖にも上屋敷は右同處にあるも、下屋敷ありし地は松平刑部とあり、蓋し上地せられしならん、同圖濫谷に金森出雲地子やしきの一區あり、下屋敷に充てたるならん、此寛永正保の間は第三代出雲守重頼の時なり。

承應二年江戸圖にも、霞ヶ關に舊の如く金森出雲と記す、此年代は第四代長門守頼直の時なり、明暦萬治寛文に涉り第五代飛驒守頼業に及ベり。

寛文十三(延寶元)江戸圖に霞ヶ關に金森万ノ介とあり、同圖に濫谷金王森の東方に金森万ノ介の一區あり、延寶七年江戸圖に霞ヶ關に金森万之介芝金杉橋附近に金森万之助とあり中屋敷なるべし、尙此圖に白金氷川明神北方に金森万之助あり今

三光町に屬す万之助は第六代出雲守頼昌の幼名なり。

元祿四年圖に白金氷川明神の西北に金森出雲とあり、元祿六年江戸圖には霞ヶ關に金森なく芝金杉橋附近に金森ヒダとあり、又薩摩屋敷の南隣にも金森ヒダと記す、元祿五年金森氏は飛驒より出羽上之山へ移封せらる、此以前か此際か霞ヶ關上屋敷を上地せしめられ、芝の中屋敷を上屋敷とし更に中屋敷を賜りしものならん、金杉橋附近は今的新堀町にして將監橋通に沿ふたる地なり、薩摩屋敷の南隣は今の三田四國町が南方横新町と接する附近ならんか、元祿十二年江戸圖には、右両所に金森イヅモと記す、又濫谷金王の東にも金森イヅモとあり、元祿十五年武鑑に屋敷芝新馬場と記す、將監橋通の事なるべし、寶永五年江戸圖と正徳四年江戸圖は同じ物なるが、共に將監橋通と薩摩屋敷南隣と白金氷川明神西北に金森出雲守と記す、享保七年江戸圖には將監橋通に金森なく、(疑はし)三田四國町と築地と白金に金森出雲築地に金森イヅモと記す、以上皆な第六代頼昌の時なり。

延享五年寶暦八年の両武鑑に、上屋敷芝將監殿橋中屋敷四谷下屋敷濫谷とあり、此

年代の江戸圖を得ざる故、四谷の何れなるを知らず、澁谷は金王森の東方なるべし、此寶曆八年までは第七代賴錦にして、此歲冬封を褫れしを以て、江戸の藩邸も失ふに至れり哀哉。

元祿十二年江戸圖に、白金の屋敷に金森大膳と記す、大膳は重賴八男にして分家せしもの此頃此邸を一時應用せられしならん。天保十五年圖に白金田島町附近に金森左京邸あり、文久元年圖に白金永松町に金森謙吉邸あり、共に分家越前白崎の左京家のもの、今の白金志田町三光町邊にして古川橋附近なり。

江戸に於ける金森本家の邸は飛驒所領時代に外櫻田霞ヶ關の優等地にありしが一旦上之山、八幡へ轉封後は芝將監殿橋の邊僻に移され遂ひに亡びたりしなり。

六 雜

東京上野東照宮北側に「慶安四辛卯年四月十七日金森長門守源朝臣賴直獻納」の稍大なる石燈壹對あり、日光芝の徳川氏靈祠にもあるべけれども未た調査に及ばず、淺草寺誌、淺草名跡誌に元和二年十一月十八日金森小四郎重勝が淺草寺三社權現に奉納せし在銘の鰐口あり不動院に懸るとあり、予淺草神社を訪たるに老神官曰く維新前まで權現に懸けありしも神佛分離後淺草寺の方へ持行けりと予探搜に

努めたるも遂ひに不明なりし、小四郎は左京と稱し此家の分祖なり。

飛驒國國分寺に慶長三年久原鍋女奉納の鰐口あり金森法印内上と彫す、尙同國內には此類あらん。



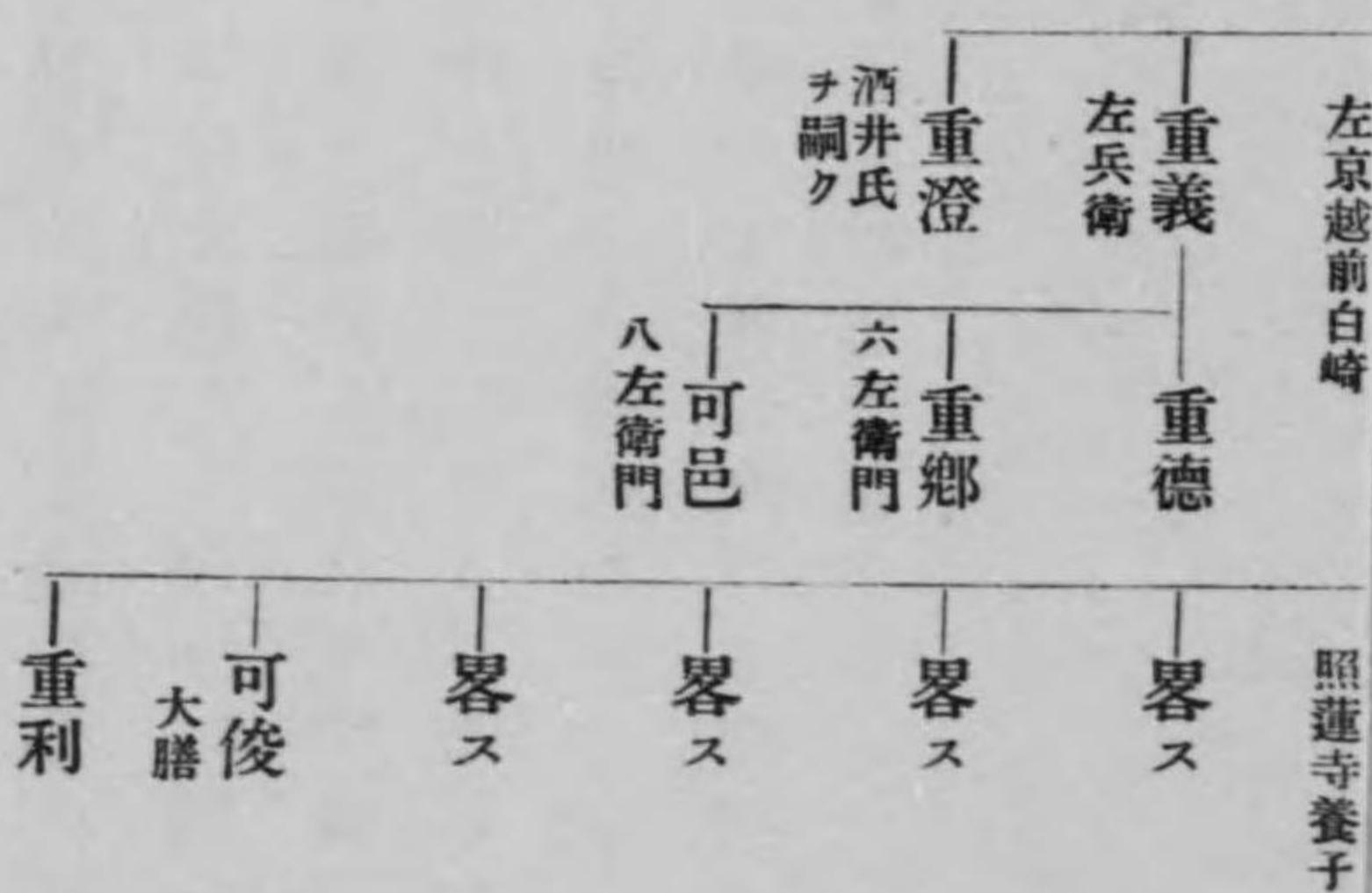
終りに一言す、廢金龍院内の墓所は稍頽廢の傾あり、蓋し管理の届かざるは全く廢寺に因す、予金陵好清師に請ふて遂次に聊か修理を加へたるを以て、大正十年六月十二日予施主として墓前に讀經を行はんとせしに、大雨なりし故墓前には香華のみを供へ、黃梅院佛前に長近公の肖像を掲げ、師に讀經を願ひ歴代諸靈の追福を修む、又金森長則を合葬する阿彌陀寺の墓には、氏名と略歴を鐫刻する金石の表識を大正十年六月建立し、同年十二月九日臺譽上人に請ふて墓前に讀經す予も參詣せり、其顛末は巻末に載す、又東京澁谷祥雲寺内金森氏墓所、就中左京家のものは頽廢するを以て、寺僧と協り清掃修復を加へ、大正十年五月十八日予施主となり墓前に讀經を行ひ冥福を祈る、此日金森政近系の後裔陸軍輜重兵大佐金森祝勇君の參詣あり。

予金森氏肖像墳墓其他を研究する爲め、大正四年以來大德寺内に到ること五回、阿

111

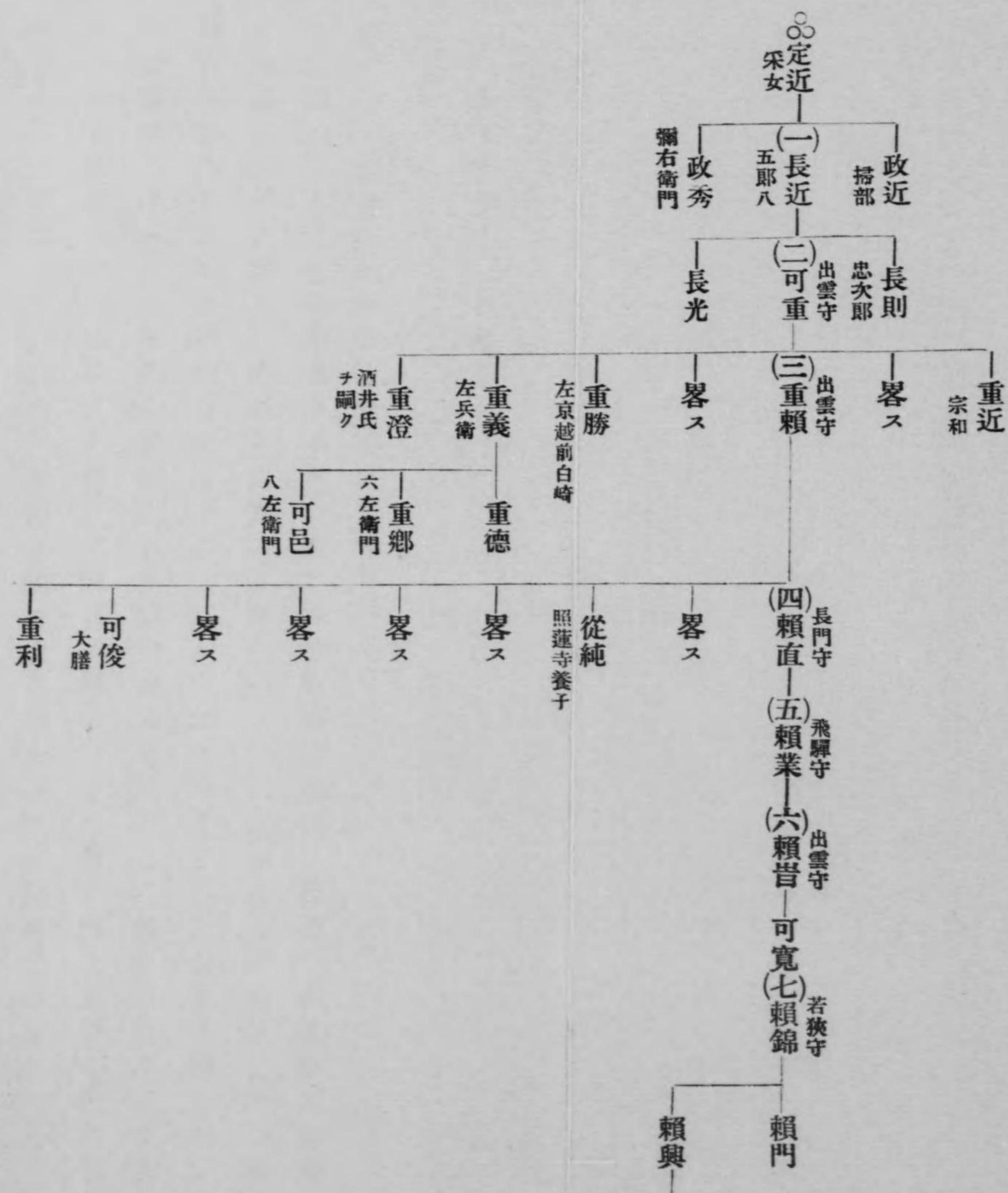
彌陀寺に三回、祥雲寺に二回、天寧、廣德、清泰、清水、照蓮、素玄、大隆、林昌の諸寺に各一回
又右諸寺其他の寺院及諸氏を煩して調査を願ひしこと數十回、又東京帝國大學史
料編纂掛に出入して、圖書を閲覽し諸先生の教を受くること、數るの違あらず、殊に
郷友岡村利平君より援助を受くること多く以て不完全ながら此考を纏め得たる
は、右等の人々に對して深謝する處なり、予淺學にして其厚意の賜ものの大に輝す
こと能はざりしを耻ず、唯だ本考に載する處實查と確實の出典に基き、聊も臆斷を
加へざりし事を言明する所なり。

大正十年十二月識

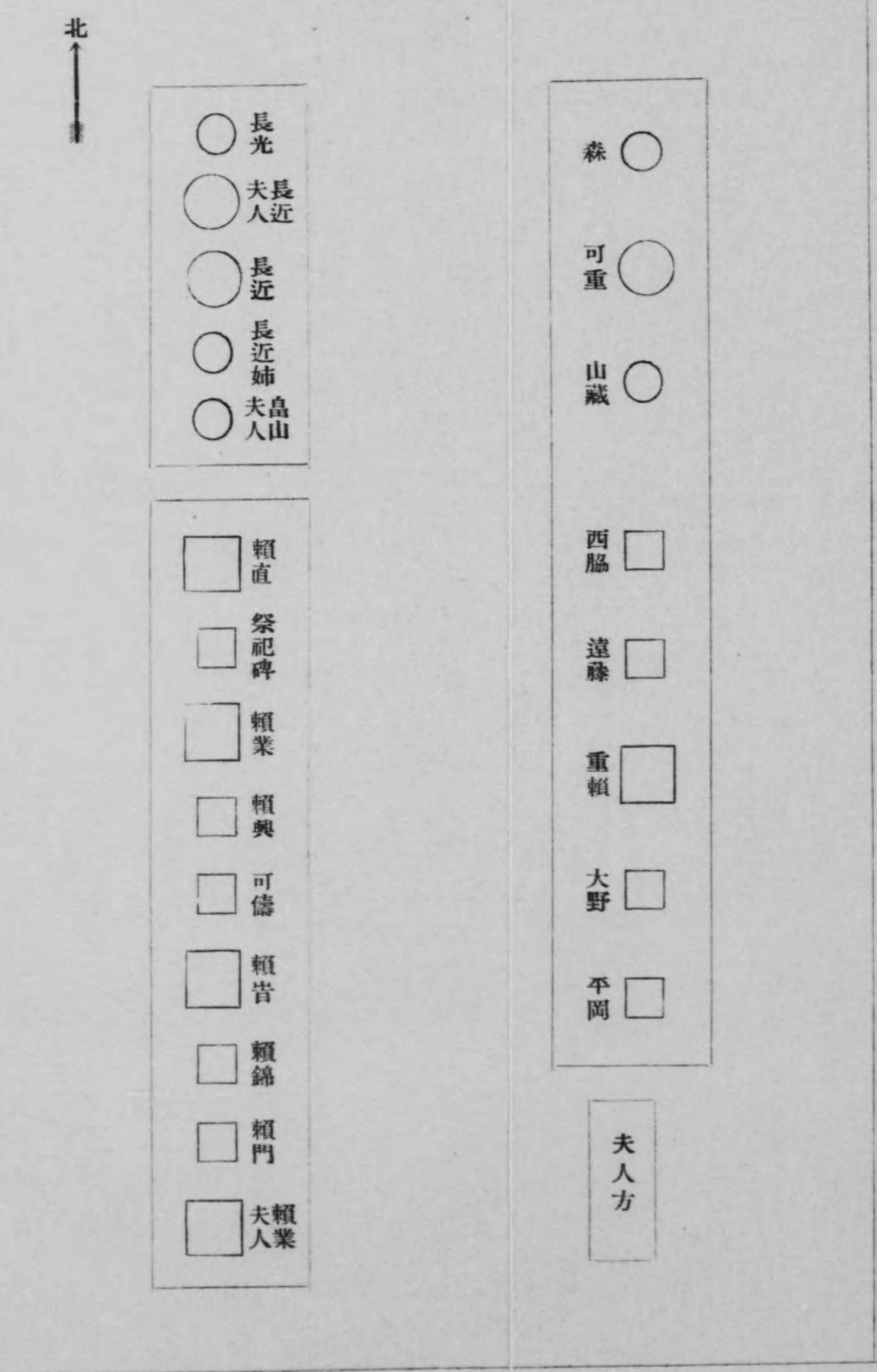
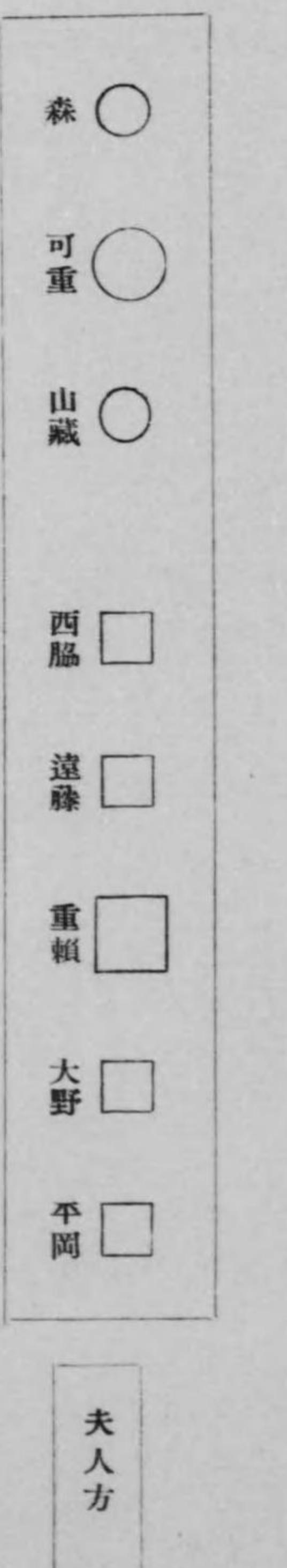


金森氏略系

(本考ニ關係ノモノ而已ヲ記ス)



京都紫野大德寺塔頭廢金龍院内金森氏塋域略圖



北 ↑

金森長近小傳

金森家初代長近は源姓にて土岐氏族なり大永四年生る初名可近五郎八と稱せしが戰功により織田信長より諱の一字を賜り長近と改むといふ、始め采地を美濃にて給せらる、天正三年五月長篠の役に従ひ功あり同年七月越前大野に封せらる、同十年武田勝頼征伐の時は命により飛驒口より信濃に入る、同年從四位下兵部大輔となる薙髮して兵部卿法印素玄と号す、柴田羽柴の爭戦には勝家に黨せしが後に秀吉に屬したり、同十三年八月秀吉に従ひ佐々成政を越中に伐ち更に飛驒國司征伐の命を受けて越中婦負郡より入り一國を平定し再び亂興るに及び越前大野郡より美濃國郡上郡を經て飛驒に入れり、翌年秀吉長近に與ふるに飛驒三万八千餘石を以てし越前を收む、是に於て長近高山に築城の計畫を立て松倉鍋山其他の商民を新城の下に移し今の高山市坊始めて成る、豊臣氏の東西征戰及び征韓に従軍す、慶長五年關原役には徳川家康に屬し前軍に在て戰ひ功あり美濃の上有知今云美濃町關等の地二万餘石を加増せられ上有知に築きて自ら居り飛驒を義子可重に托す、同十三年八月十二日京都に卒す年八十五(四)金龍院殿前兵部尚書法印要中素玄大居士といふ墓は京都紫野大德寺塔頭廢金龍院内にあり。

此肖像の原本は絹本にして飛驒國高山町素玄禪寺所藏にて其傳來を詳にせずと雖も可重所藏のものと思ふ安政三年桐山力所再新の裏書あり、東京帝室博物館諸員の鑑定に依れば狩野派の畫風にて相當技倅あるものの筆なりと、予大正五年紹介して東京帝國大學史料編纂掛に影寫せらる、此原畫と同しきもの上有知清泰寺に存す此物文化二年江戸澁谷祥雲寺所藏の物より寫すと記せり、予頃日祥雲寺に就き取調たるに肖像なし蓋し此寺文久年間火災に罹りしを以て其際鳥有に歸したるならん、今玻璃板に附せしものは史料編纂掛にて影寫せしものよりせり。

大正九年十一月

陸軍中將 押上森藏識



金龍院殿毒紅部尚書法師要仲素玄大居士

金森長近像

露光量違いの為重複撮影



金森長近像

露光量違いの為重複撮影



金森 長近

金森長近肖像にして京都紫野大徳寺塔頭金龍院に傳はるもの足なり、
同院廢寺の後龍源院に移管せらるゝ絹本にて衰損しあり筆者を知らず。
今回東京帝國大學史料編纂掛にて借覽影寫せらるるに際し其影寫よ
り撮影して玻璃板に附し世に公にする。

大正十年十一月

陸軍中將 押上森藏識



金森長近像

金森長近肖像にして美濃國武儀郡上有知清泰寺に傳ふるもの足なり、絹本にして筆者を知らずと雖も良好の出来なり、此原本より文化年代摸寫して寄せしもの飛騨國高山町照蓮寺に在り。

今回東京帝國大學史料編纂掛にて借覽影寫せらるるに際し其影寫より撮影して玻璃板に附し世に公にす。

大正十年十一月

陸軍中將押上森藏識



金森長近像

久昌院夫人小傳

久昌院は金森長近入道素玄の繼妻にて、出身詳ならず或は公家衆の娘とも云ひ或は徳川家康の伯母とも云ふ、長近の卒するや家康その遺領の内飛驒國一圓を出雲守可重に、美濃國上有知河内國金田を五郎八長光に與へたり、長光時に三歳にて久昌院の所生とす、慶長十六年十月六日長光六歳にして天し其家斷絶す、重臣若干名幕府の旗下に召加へられ、後室には終身河内國金田三千石を賜ふと云ふ今同國南河内郡金岡村の大字に金田あり是なり、寛永二年四月十一日歿す法號久昌院殿春溪宗梅大姉、墓は京都紫野大德寺塔頭金龍院内に在り。此肖像は絹本にして筆者を知らず、金龍院の藏なりしも廢寺後龍源院に移管す、今回東京帝國大學史料編纂掛にて借覽影寫せらるるに際し其影寫より撮影して玻璃板に附し世に公にする。

大正十年十一月

陸軍中將押上森藏識



像人夫院昌久室近長森金

金森可重小傳

金森家第二代可重は美濃人長尾將監景重の子にして金森長近の養子なり母は稻葉氏、永祿元年生る幼名喜三丸後年從五位下出雲守となる、天正十三年秀吉佐々成政を越中に伐つ時長近に飛驒國の三木氏を征すへきを命す、可重乃ち美濃より益田郡を經て三木の牙城大野郡松倉に逼る長近吉城郡高堂城を攻陷して來會す偶ま城中内應者あり遂に落城す、金森氏飛驒に封せられ高山に城くや可重は古川に居館す、秀吉の島津氏北條氏を征伐する軍に父と共に從ひ文祿征韓役にも父と共に卒八百を率ひ名護屋の本營に在陣す、慶長五年徳川家康の上杉氏を伐つや又た父と共に從軍し信濃を經て七月下旬下野國小山に集中す、時に京攝に警あり諸軍西進す可重家康より高山に歸り美濃國郡上城の稻葉氏を攻むへき命を受く、此時西軍に黨し飛驒を窺ふ徒あり急行高山に還り之を攘斥して坂本口より進軍し白川口の我小枝隊を令し城の北より向ふ、下原にありし我別軍は遠藤慶隆を導き南方より進み相合して九月朔日大ひに城兵を敗る三日城主歸來我軍其攻撃を受しも同日遂に之を降し續て關原大戰に父と共に參加し前陣に在て戰ふ功を以て父に封を加へらる、同十三年父卒去し遺領中飛驒一國を家康より受く、同十五年名古屋城創築に際し工役に從ひ二丸の一部を擔任す、同十九年大阪冬陣元和元年夏陣共に從軍功あり、同年閏六月三日山城國伏見に卒去す歲五十八京都紫野大德寺塔頭金龍院に葬る法諱徳應院殿雲峯閣公大居士家士二人殉死す。

可重軍旅に從ふ事數度勇武にして而も茶道を嗜む、其國に臨むや心を民治に注き道路を修め用水を通し民益を興すもの多く遙に後世に至るまで其徳を讃する者あり。

此肖像の原本は飛驒國吉城郡古川町林昌寺の藏にして絹本なり筆者を知らず、保存不良の爲め画面大に煤け絹質衰損し補筆補彩の跡あり、今回東京帝國大學史料編纂掛にて影寫せられしものに就き撮影し玻璃板に作り之を世に公にす、此寺開創の年代を詳にせず屢々位地を轉し頽廢しありしを天正十七年可重生父母追福の爲に今之地に再興せしと傳ふ曹洞宗にして五峯山と號す。

大正九年九月

陸軍中將押上森藏識



金森出雲守可重像

金森可重肖像にして京都紫野大徳寺塔頭金龍院に傳はるもの足なり、
同院廢寺の後龍源院に移管せらる、絹本にて衰損しあり筆者を知らす。
今回東京帝國大學史料編纂掛にて借覽影寫せらるるに際し、其影寫よ
り撮影して玻璃板に附し世に公にす。

大正十年十一月

陸軍中將 押上 森 藏 識



金森出雲守可重像

金森重頼小傳

金森家第三代重頼は二代可重の三男なり慶長元年生る母は名護屋氏、幼名左兵衛、初め徳川家康に駿府に仕へ慶長十八年從五位下長門守と稱す、同十九年大阪冬陣に父と共に從軍し本陣に在て家康の左右に侍す功を以て別に封を賜る、元和元年大阪夏陣にも亦父と共に從軍す、同年閏六月三日父卒去し同七月家康の命を以て兄に超て可重の遺領飛驒一國を襲く、同五年出雲守と改む、重頼封に臨み力を新田の開墾鑑山の發掘に注ぎ餘閑和歌を好み茶湯を嗜む寛永年間城西小絲坂に陶窯を築かしむと傳ふ、慶安三年閏十月七日江戸外櫻田邸に病みて卒去す歲五十五飛驒國高山素玄寺に葬る家士四人殉死す、後ち金龍院に改葬せり。

此肖像の原本は絹本にして落款なし京都紫野大徳寺塔頭タツナウ金龍院の所蔵なりしが明治初年同院の廢寺となるや同じ塔頭龍源院に移管せらる寺の文書に海北友雪筆とあり畫讚に曰く

真龍院殿前雲州大守瑞雲宗祥大居士偃臥病竇之日使畫工摸寫出陣雄偉之

嚴容具令子賴直壯士就干野釋求讚語不能峻拒應其請云

袍着金華腰横劍鞍頭依舊勢巍然軍兵八万有誰敵霜月寒江輝碧天文武兼備
德名共全論其智謀不屑曹劉豪逸逞其雄辯振起蘇張威權可謂獅子返擲况又
象王回旋擊碎自己家珍襟懷洒落打破群魔境界法性周圓斷什麼五逆十障超
什麼三灾四禪折骨還父折肉還母本身一現以仁治人以義治我孝子萬年

慶安三庚寅小春廿二日

前龍峰禪海宗俊書 □ □

予大正四年御大禮參列被仰付京都に滯在中十一月十五日閑を得て大徳寺に詣し其實物中に此肖像を見る、本年六月東京帝國大學史料編纂掛に借覽撮影せられたるもの再び撮影して玻璃板に附し以て世に公にする。

大正九年八月

陸軍中將押上森藏識



像 幕 重 守 雲 出 森 金

金森 賴直 小傳

金森家第四代賴直は第三代重頼の長子なり元和五年生る母は小澤氏、寛永十一年十二月廿日從五位下長門守、慶安三年閏十月七日父卒去し同十一月徳川家光より飛驒國一圓を賜る、寛文三年二月廿三日剃髪の許可を得て立軒素白と號す、同五年七月十八日病みて江戸外櫻田邸にて卒去す四十七歳飛驒國高山大隆寺に葬る是より先禁令ありし故殉死者なし、後金龍院に改葬せり。

此肖像の原本は狩野永真筆にして絹本なり京都紫野大徳寺塔頭金龍院の所藏なりしが明治初年同院の廢寺となるや同じ塔頭龍源院に移管せらる畫讚に曰く

博愛民懷惠直心見性功安陀藏世界利劍截虛空全具丈夫氣親扇活祖風要知
眞面目朝日出山東

大隆院殿前長州大守立軒素白大居士肖像令子可直壯士見需讚辭一偈四韻

書以塞白

寛文第五歲舍乙巳小春下澣

前大德禪海叟宗俊暮齡七十一 □ □

宗俊ハ大徳寺第百八十世ナリ

予大正四年御大禮參列被仰付京都に滯在中十一月十五日閑を得て大徳寺に詣し其實物中に此肖像を見る、本年六月東京帝國大學史料編纂掛に借覽撮影せられたるものを再び撮影して玻璃板に附し以て世に公にする。

大正九年八月

陸軍中將押上森藏識



金森 賴業 小傳

金森賴業幼名五郎八、從五位下飛驒守、慶安元年生る、金森家第五代の主にして、寛文五年九月父賴直の遺領飛驒一圓を賜はる、相傳ふ賴業曾て鑛山師茂住宗貞の驕奢を惡み、寛文八年九月其下代宮島平左衛門を高山城中に殺す、宗貞變を聞き脱して越前國へ走る、是より所々の鑛山衰廢し、且つ城中屢怪異あり賴業また病を獲て遂に起たずといふ、同十一年十二月廿八日江戸邸に卒す年二十四、法號照見院殿覺峰宗圓大居士、高山大隆寺へ歸葬し、後元祿五年京都紫野大德寺塔頭金龍院へ移葬す。此肖像は絹本にして金龍院の所藏なりしが同院廢寺の後ち龍源院に移管せらる書讀左の如し。

故飛州刺史金森氏飛驒守賴業公、法名號照見院覺峰宗圓居士、始祖金森氏法印要仲玄公五代後胤也、不幸而行年廿四卒殂矣、性質淑均、術業絕倫、治國雖弱冠野人愛惠、民屋豐饒、陰德相行、舉國慘歎人世蚤歲而已、嗣子賴年公令寫厥幻影、而請于讀解、因製俚語記平生見聞所反、而永使後人識焉者歟、皂蓋聳岱華、冠弁戴湘浦、府力勤勞、山河萬里施禹鑿、齊家安撫育、土壘重城守、子房驛驔追遺風、糟櫈竝蓄、不愧晏子、蒼鷹放大野、繳羅張大、正慣湯王、朝誦妙經、風唱聲、夕盡和樂、雲飛揚、方床茶鼎、汲西來泉深懷從諗老、一片硯、池澄難波月、誠仰仁德皇、玫瑰珠玉捨土砂、幃幔綺帳寄掛寶坊、虛步潛然、鳳輿高舉望天界、威氣凜烈、像圖水現歷星霜、惟德無隱、盤石嚴々、威名不朽、雲水決々、

元祿四辛未稔臘月廿一日

前龍阜比丘芻蓬子妙一贊焉 □

妙一禪師ハ大隆寺ニモ金龍院ニモ止住シ大徳寺第二百四十八世ナリ乾舟ト號ス
東京市國大學史料編纂掛にて、借覽影寫せらるに際し其影寫より、撮影して玻璃板に附して世に公
にす。

大正十年十一月

陸軍中將押上森藏識



像 業 頼 守 駿 森 金

金森 賴 命 小 傳

金森 賴 命 幼名 方之助 又万助 寛文九年生る、金森家第六代の主にして、賴業妻服の子なり、寛文十二年三月父の遺領飛驒國一圓を賜る時に四歳、叔父左京近供その家事を後見す、天和三年十二月十五歳にて從五位下出雲守に叙任名を賴時と改め後に賴眞と書す、元祿二年四月廿一歳の時奥詰衆に召加へられ同五月側用人を命せられ將軍綱吉に近侍せしが其意に合はず翌年四月職を免し舊班に復さる同五年七月出羽國村山郡上之山へ移封、是より飛驒國は幕府の料所に歸せり、同十年上之山より更に美濃國郡上郡へ轉封を命ぜられ八幡城に徒る、元文元年五月廿二日六十八歳を以て卒す、持封通して廿五年、法號僊龍院靜翁觀山大居士、墓は京都紫野大徳寺塔頭金龍院に在り、長子長門守可寛父に先ちて卒しければ、末子若狭守賴錦可寛の養子となり嫡孫相承の儀にて遺領を襲く。

此肖像は絹本にして狩野甫信の畫く所なり金龍院の所藏なりしに廢寺の後龍源院に移管せらる今東京帝國大學史料編纂掛にて借覽影寫せらるるに際し影寫より撮影して玻璃板に附し世に公にす。

大正十年十一月

陸軍中將 押 上 森 藏 識



像 皆 賴 守 雲 出 森 金

金森宗和小傳

金森宗和實名重近、從五位下飛驒守を受領す、金森第二代可重の長男なり、天正十二年生る母は遠藤氏、父に繼て金森家を相續すべかりしも、罪を父に獲るとか父の心に協はずとか故ありてとか稱し、廢嫡せられ母と共に京都に閑居す、弟重頼幻齡より徳川家康の左右に親近奉仕し、大阪兩度の役にも家康に扈從し功を以て別封を賜ひたり、蓋し徳川氏天下の權を執るに際し、金森家永存の爲めには、重頼を嗣とせざるへからざるは、勢の自然にして、重近は此政策の犠牲となりしものならん、宗和茶道を以て世に立つ、千利休の長男道安より父可重に傳へ、更に宗和に傳へたる茶道は、宗和流として此流派の祖たり有名なる灰屋紹益も其門を窺へり、又製陶の名工仁清と親しかりしを以て、宗和注文して作しめたる名器少からず、其他世の器物に宗和好みの名あるもの多く名聲大ひに揚る、明暦二年十二月十六日七十三歳を以て卒す、法號甲堅院殿徳英宗和居士、墓は京都寺町通天寧寺内に母のものと並びあり、其子七之助方氏寛文中技を以て加賀藩に仕へ、祿二千石を食み子孫同藩に在りしも今亡絶す、而も宗和流の茶道は現存して亡る事なし。此肖像の原本は紙本にして飛驒國大野郡上枝村大豆村梅太郎の所有なり、裏書に安政三年桐山力所寫すとあり、大豆村氏へ傳來は高山町勝久寺隱居白雲居よりせりと、書讚左の如し。

德行正大 英風斷禪 宗淵雪滿 和霽一天 咄々

明暦二年臘十六 鐵鞭擊碎驤龍珠 鏊湯炭火吹散滅 兀坐高眠證寂無

前大徳寺禪俊叟讀焉

今回東京帝國大學史料編纂掛にて借覽影寫せらるに際し之を撮影し玻璃板に附して世に公にす。

大正十年十一月

陸軍中將 押上 森藏 識



像 和 宗 森 金



京都上京寺町通今出川上ル蓮臺山阿彌陀寺内合葬墓金森長則標識

銘文

金森忠次郎源長則此處に合葬せらる

君は金森五郎八長近の長子なり天正十年六月二日明智光秀叛逆の時織田信忠卿に殉し二條城に戦死す歳僅に十九阿彌陀寺の清玉上人織田公父子以下の遺體を蓮臺野の寺域に斂葬せしが後ち寺を此地に移さるるに方り合葬す法名松山貞峰尙外に金森義入法名幼岳常勲の名あるも系屬を知らず

大正十一年六月

飛驒國住人

陸軍中將押上森藏建之

今回金森忠次郎長則之英靈此の處に合葬し在る事を知り飛驒之國人陸軍中將押上森藏閣下志を抽て淨財を投じ日露戰役の戰利品を

以て英靈の碑を此の處に建設し本日追悼法要を修せらる靈願くは菩提證得せられん事を

大正十年十二月九日

當山現住臺譽靈鏡

大正十年十二月九日墓前法要、現住上人の告文に曰く

今回金森忠次郎長則之英靈此の處に合葬し在る事を知り飛驒之國人陸軍中將押上森藏閣下志を抽て淨財を投じ日露戰役の戰利品を

以て英靈の碑を此の處に建設し本日追悼法要を修せらる靈願くは菩提證得せられん事を

大正十年十二月九日

大正十一年一月二十五日印刷
大正十一年一月二十八日發行

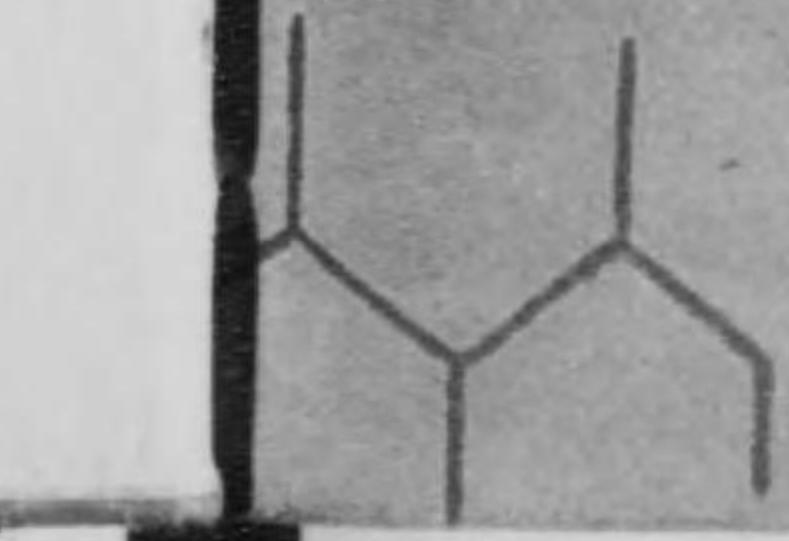
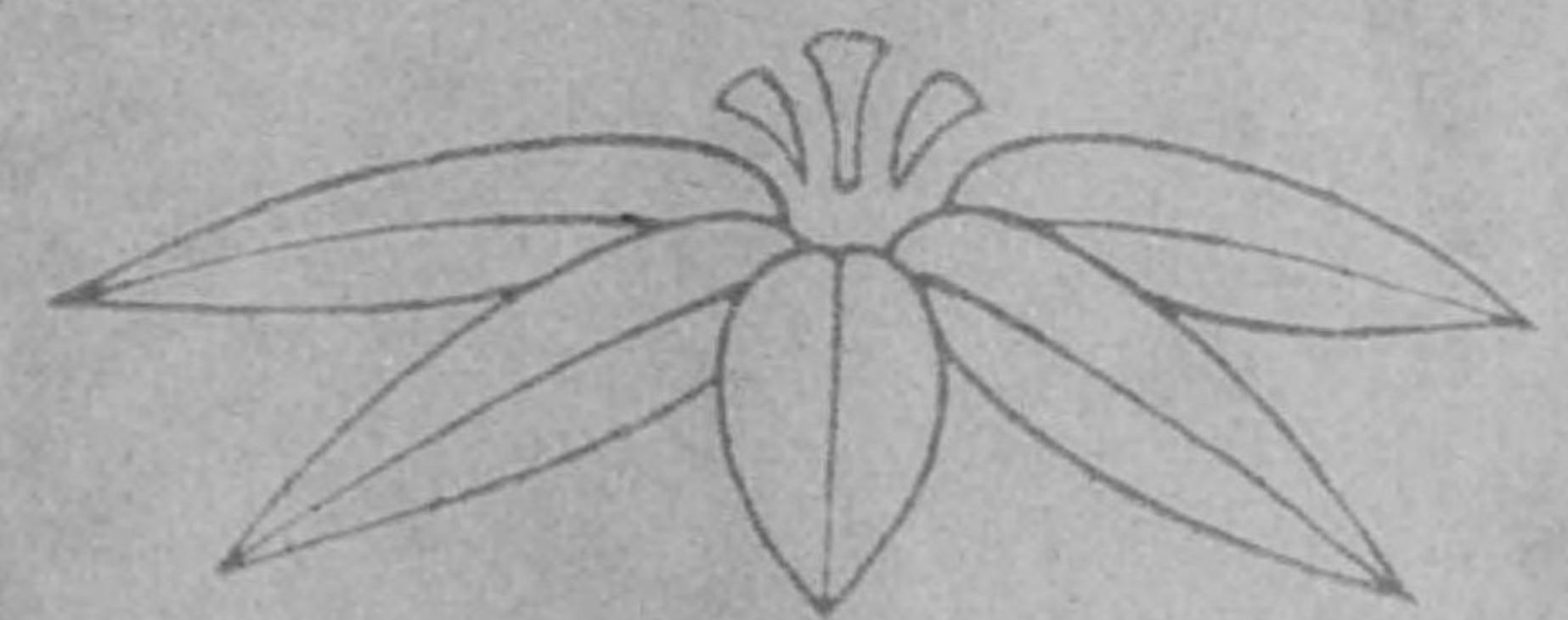
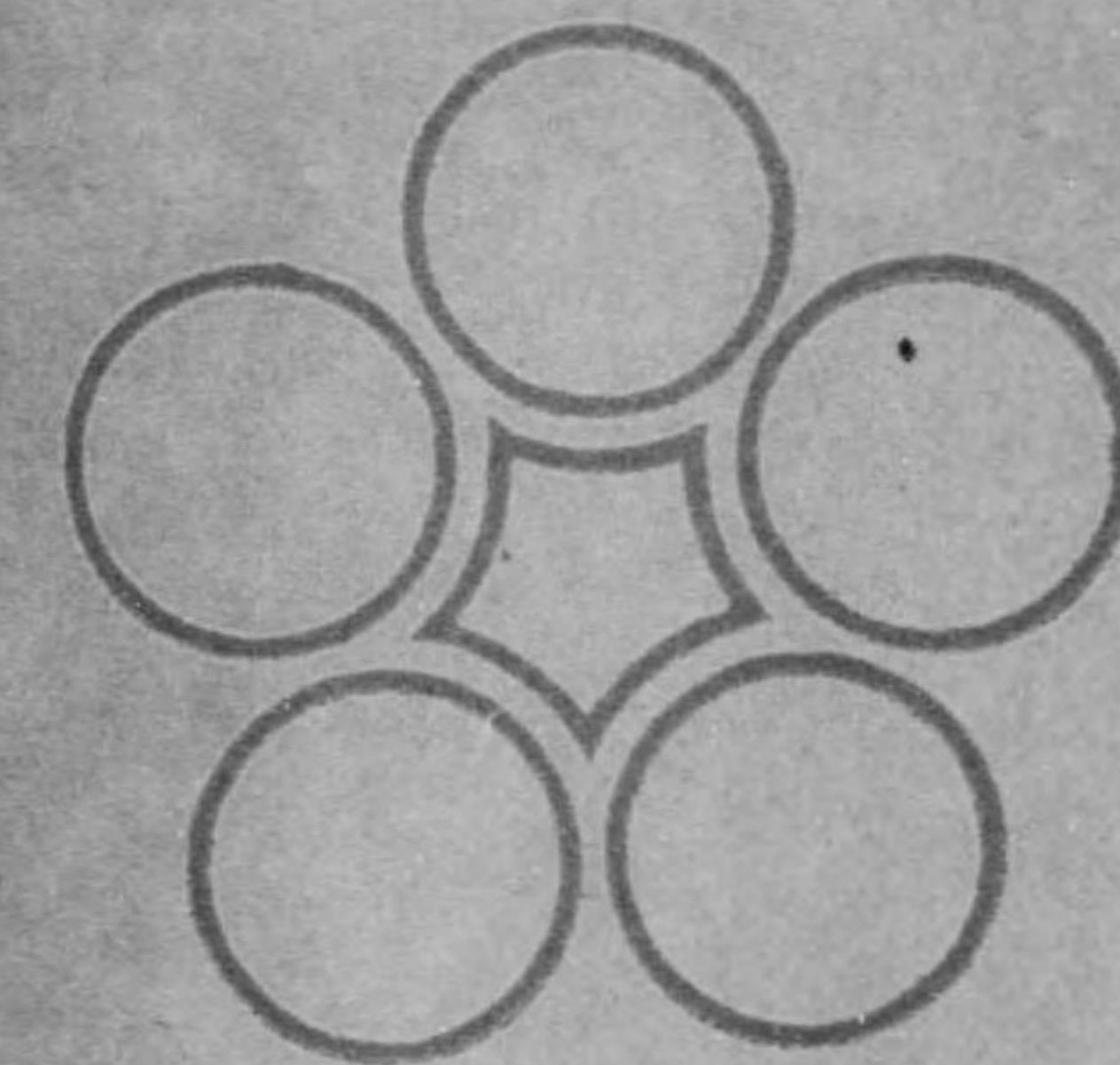
(非賣品)

編輯兼
發行人 押上森藏

東京市小石川區小日向臺町三丁目六十番地
東京市本鄉區真砂町三十八番地

印刷人 矢吹時中
印刷所 矢吹高尚堂
東京市本鄉區真砂町三十八番地

531



終

